

○姫路市公有財産と民有地等との境界協定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公有財産と民有地等との境界の協定（以下「協定」という。）に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(協定の申請)

第2条 協定の申請をすることができる者は、公有財産に隣接する土地（以下「申請地」という。）の登記簿上の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者が申請することができる。

- (1) 登記簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合は、その者
- (2) 申請地の所有者が破産した場合は、破産管財人
- (3) 申請地の所有者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人
- (4) 公共事業の施行のため協定を必要とする場合で申請地の所有者の委任を受けた場合は、国、地方公共団体その他の当該公共事業の施行主体

(申請手続きの代理)

第3条 協定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、公有財産境界協定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に委任状（様式第2号）を添付することにより、代理人により申請に係る事務を行うことができる。

(協定の申請手続き)

第4条 申請者は、申請書に次の各号に掲げる図書を添えて、公有財産の所属する課（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第10号に掲げる図書については、市長が境界についての協議の成立後に提出されることが確実であると認める場合にあっては、当該協議の成立後に提出させることができる。

- (1) 申請者の印鑑登録証明書
- (2) 申請者が第2条各号に該当する場合にあっては、その事実を証明する書面
- (3) 位置図（既刊の地図に申請箇所を表示したものも可能）
- (4) 申請地及び申請地の隣接地の登記事項証明書等（登記事項証明書、登記事項要約書、オンライン登記情報提供制度を利用して取得した不動産登記情報を印刷したもの等をいう。以下同じ。）
- (5) 土地所有者一覧表（様式第3号）

- (6) 公図等（法務局備付けの地図、公図、地積測量図等で法務局において交付を受けたもの若しくは閲覧したもの又はオンライン登記情報提供制度を利用して取得した地図情報及び図面情報を印刷したもの等をいう。以下同じ。）
- (7) 実測平面図（縮尺は250分の1から500分の1まで（ただし、この縮尺によることを適当としない場合はこの限りでない。）とし、申請箇所並びにその周辺地形及び地上物件の現況を表示したもの）に、次に掲げる事項を記入し、又は押印したもの
- ア 方位及び縮尺
 - イ 申請地（隣接地を含む。）の所在及び地番
 - ウ 申請者が主張する境界線（朱書きするとともに、境界標又は仮杭等各境界点の位置、種類及び表示番号並びにその点間距離を表示したもの）及び隣接地の筆界線
 - エ 引照点等（恒久的地物からの距離・角度を図示したもの。座標による場合は、座標数値を図示したもの）
 - オ 横断面図の位置
 - カ 測量の年月日並びに測量者の資格、氏名及び印（製図者が別の場合は、その者の資格、氏名及び印を含む。以下同じ。）
 - キ その他市長が記入を必要とする事項（隣接地等における既協定線の表示等）
- (8) 横断面図（縮尺は現地の状況に応じ適宜とし、各境界点箇所及び地形に応じた必要箇所を作図したもの）に、次の各号に掲げる事項を記入押印したもの
- ア 申請者が主張する境界線及び明確な地形を表す構造物からの距離
 - イ 測量の年月日並びに測量者の資格、氏名及び印
- (9) 申請地の隣接地が国又は地方公共団体（以下「国等」という。）以外の者が所有する土地にあっては、隣接地の所有者の境界同意書（様式第4号。実測平面図と割印したもの）及び境界同意書に押印する同意印が実印の場合は印鑑登録証明書、又は同意印が実印でない場合は隣接同意調査報告書（様式第4号の2）
- (10) 申請地の隣接地が国等が所有する土地にあっては、国等の官民有地境界協定書の写し又は境界同意書
- (11) 現況写真（全景と境界標又は仮杭等各境界点の位置が確認できるもの）
- (12) 自治会、農区、水利組合等の利害関係者がある場合においては、その境界同

意書

- (13) その他市長が必要と認める図書（対側地所有者等の境界同意書、対側地の登記事項証明書等、地元保管の古図、合成した公図等、閉鎖した公図等、閉鎖登記簿、旧土地台帳、理由書、経緯説明書等）

（審査）

第5条 申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを審査し、補正が必要なものについては補正を求めるものとする。

2 申請書の審査については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 申請地の所有者が法人の場合は、申請書の住所及び氏名の欄に代表者（解散法人にあっては清算人。以下同じ。）の氏名が併記され、代表者が押印していること。
- (2) 申請地の登記簿上の所有者が死亡している場合において遺産分割協議が整っているときは、申請者がその内容に合致していること。
- (3) 申請地の所有者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人であることを証する書面を添付し、申請者の住所及び氏名の欄に申請地の所有者の住所及び氏名を記入の上、法定代理人の住所及び氏名を併記し、押印していること。

（予備調査及び現地調査）

第6条 申請書を審査し、適正と認めたときは、現地調査に先立ち、申請地及びその隣接地について既に協定が締結されているかどうかを確認の上、次の各号に掲げる資料を調査するとともに、必要に応じてこれらの土地の沿革、言い伝え、縁故等の特別な関係も併せて予備調査するものとする。

- (1) 公有財産の取得に関する図書
- (2) 公図等、登記事項証明書等、旧土地台帳、地積測量図等
- (3) 工事に関する設計書及び図面
- (4) 土地区画整理事業、土地改良事業等による換地確定図
- (5) 市保管字限図、無代下付台帳、地籍図、古絵図、古文書等

2 現地調査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 現地調査の実施に当たっては、申請者及び必要に応じて隣接地所有者、関係官公庁その他利害関係者（以下「隣接地所有者等」という。）の立会いを求めるものとする。
- (2) 現地においては、申請者及び隣接地所有者等に十分に意見を述べさせ、その主

張する根拠を明らかにさせるとともに、付近の地形、地物、前後の見通しその他の資料を考慮して、公正かつ妥当な境界を見いだすよう努めるものとする。

(3) 現地調査を行ったときは、その内容について境界協定調査書（様式第5号）を作成するものとする。

3 現地調査の結果、境界について異議ある場合には管財課長と協議するものとする。
（境界標の設置）

第7条 現地調査の結果、境界について協議が成立したときは、申請者に境界標が必要な箇所を指示し、境界標を設置させるものとする。

（協定用図面の作成及び協定図の交付）

第8条 現地調査の結果、境界について協議が成立したときは、速やかに申請者に協定用図面を次の各号に定めるところにより作成させ、前条の規定により設置した境界標の写真を添付させた上、2部提出させるものとする。

(1) 第4条第7号に定める実測平面図及び同条第8号に定める横断面図に準じて作成し、市長が指示した境界標の種類を表示すること。

(2) 協定を締結しようとする境界線は、朱書きすること。

(3) 協定文等の記入箇所を設け、これに併せて、申請者が個人の場合署名押印、法人の場合記名押印すること。

(4) その他市長が必要と認め、指示する事項について記入すること。

2 協定用図面を審査し適当と認めるときは、当該協定用図面に協定文等を記入した協定図を2部作成し、個人の場合署名押印、法人の場合記名押印の上、1部を保有し、1部を様式第6号により申請者に交付するものとする。

3 前項により協定図を交付した場合は、その旨を公有財産台帳に記載するものとする。

（申請書の返却）

第9条 次の各号に掲げる場合は、申請書を様式第7号により申請者に返却するものとする。

(1) 申請の取下書（様式第8号）の提出があった場合

(2) 境界について協議が成立しなかった場合

(3) 隣接地所有者等の同意が得られなかった場合

(4) 申請書の補正を求めたものについて、相当日数が経過しても補正されない場合

- (5) 申請に係争中の土地に係るものである場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか境界を確定することができない場合
- (7) 協定用図面が相当日数経過しても提出されない場合

(協定図等の整理)

第10条 公有財産取扱主任は、境界協定の申請があった場合は、その処理経過を明確にするため、年度ごとに境界協定申請処理簿（様式第9号）を作成し、保管するものとする。

2 境界協定の完了した図面等は、長期保存として保管するものとする。

(報告)

第11条 公有財産取扱主任は、毎年度9月末日及び3月末日現在における境界協定申請処理状況報告書（様式第10号）をそれぞれ翌月10日までに管財課長あて報告するものとする。

(既協定の証明申請及び証明書の交付等)

第12条 既に協定を締結している公有財産と申請地の境界について、公有財産協定証明書の交付申請を行おうとする者（以下「協定証明申請者」という。）は、境界協定証明書交付申請書（様式第11号。以下「協定証明書交付申請書」という。）に次の各号に掲げる図書を添えて、公有財産の所属する課に提出しなければならない。ただし、協定証明書の交付申請をすることができる者は、申請地の現在の所有者に限るものとする。

- (1) 協定証明申請者の印鑑登録証明書
- (2) 位置図
- (3) 公図等
- (4) 申請地の登記事項証明書等
- (5) 申請手続きを代理により行う場合にあっては委任状
- (6) その他市長が必要と認める図書

2 協定証明書交付申請書を審査の上、適当と認めるときは、境界協定証明書（様式第12号）に保有している協定図の写しを綴り、市長印で割印の上、協定証明申請者に交付するものとする。

3 公有財産取扱主任は、前項の規定により境界協定証明書を交付した場合は、境界協定証明整理台帳（様式第13号）に記載し、協定証明内容等の整理を行うものとする。

する。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 姫路市公有財産と民有地等との境界明示事務取扱要領（昭和54年5月1日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成9年4月1日以後の申請に係る境界の協定について適用し、同日前に申請のあった旧要領に基づく境界明示については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 略
- 3 この要領施行の際、現になされている第2条の規定による廃止前の姫路市官民有地境界協定事務取扱要領の規定による境界協定の申請で姫路市が譲与を受ける物件に係るものは、第1条の規定による改正後の姫路市公有財産と民有地等との境界協定事務取扱要領の相当規定による境界協定の申請とみなす。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。